

「大分県森林環境税」の課税期間を 5年間延長（令和8～12年度）します 🌲

大分県では平成18年度から大分県森林環境税を導入し、県民の皆さまにご負担いただいています。森林を守り育て、次代に引き継ぐため、**税の適用期間を令和12年度まで延長**しましたので、引き続きご協力をお願いします。

今までの変更点は？

国税の「森林環境税」と混同を防ぐため、「大分県森林環境税」から「**おおいた森づくり税**」に名称を変更します。

「おおいた森づくり税」の税額は？

税額は**現行制度と同じ**です。（県民税に加算して納税いただいています）

個人 500円/年

法人 均等割額の5%
(1,000円～40,000円/年)

「おおいた森づくり税」の使いみちは？

森林の保全につながる取組に活用しています。

暮らしを守る森づくり

- ▶ 災害防止につながる森づくり
- ▶ シカ被害対策
- ▶ 森・川・海をつなぐ環境整備



森林資源の循環利用

- ▶ 費用を抑えた植林
- ▶ 竹林の有効活用
- ▶ 公共施設の木造・木質化



森林に親しむ取組

- ▶ 里山林の保全
- ▶ 森林ボランティア活動
- ▶ 森林・林業教育



税の詳細はコチラ
(県HPへ)



【問い合わせ】大分県森との共生推進室
TEL：097-506-3873